

令和2年横審第24号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 3人

本件について、当海難審判所は、理事官井手則義出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年5月1日09時11分

千葉県明鐘岬西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 15トン

登録長 11.98メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 600キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央部にキャビン、その上部にフライングブリッジを有し、同ブリッジ前部中央に舵輪を、舵輪前部にレーダー及びGPS機能付き魚群探知機（以下「GPSプロッター」という。）を、舵輪右側に機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、知人2人を乗せ、帰航の目的で、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和元年5月1日09時00分千葉県保田漁港を発し、東京都江東区所在のマリーナに向かった。

ところで、千葉県明鐘岬西方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、天羽漁業協同組合が千葉県知事から受けた免許番号定第1号と称する定置漁業免許状に基づき、金谷港第1防波堤灯台（以下「金谷港灯台」という。）から215度（真方位、以下同じ。）760メートル、202度1,070メートル、235度1,720メートル及び247度1,600メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲にあじ定置漁業区域（以下「1号漁場区域」という。）が設定されており、同区域内に定置網が敷設され、1号漁場区域の北東端、北西端、南西端及び南側中央付近に、灯高約3.0メートルで毎7秒に5回黄色閃光を発する到達距離約4.0海里の簡易標識灯がそれぞれ設置されており、AのGPSプロッターの画面表示を拡大することにより、同区域を確認することができた。

また、a受審人は、これまでに1号漁場区域付近を複数回航行した経験を有し、GPSプロッターで同区域を確認したことがあったので、1号漁場区域内に定置網が敷設されていることを知っており、平素、目視とGPSプロッターで定置網を確認しながら明鐘岬西方沖合を航

行していた。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させて操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、09時06分半僅か前金谷港灯台から175度1.6海里の地点で、針路を323度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、1号漁場区域まで1.3海里となり、その後同区域に向首接近する状況となったが、目視で定置網を確認して避ければ無難に航行することができるものと思い、GPSプロッターを拡大表示にして1号漁場区域との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、09時10分半少し過ぎ1号漁場区域に進入し、09時11分少し前正船首至近に定置網を認め、減速して左舵一杯としたものの、及ばず、09時11分金谷港灯台から233度1,600メートルの地点において、Aは、船首が225度を向き、10.0ノットの速力となったとき、同網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

その結果、右舷機の推進器に修理を要しない擦過傷を生じ、定置網は、固定用錨索に切断等を生じたものの、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、明鐘岬西方沖合において、帰航の目的で北上する際、船位の確認が不十分で、1号漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、明鐘岬西方沖合において、帰航の目的で北上する場合、同沖合に設定された1号漁場区域内に敷設された定置網に乗り入れるこ

とのないよう、GPSプロッターを拡大表示にして同区域との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、目視で定置網を確認して避ければ無難に航行することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、1号漁場区域に向首する状況に気付かないまま進行し、同区域内に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月23日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 関 昌 芳

審判官 今 泉 豊 光

審判官 吉 川 弘 一